

令和 7 年度
筑後市脱炭素経営推進事業費補助金
募集要項

筑後市

【申請先・お問い合わせ】

筑後市役所 かんきょう課

〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井 898 番地

電話：0942-53-4120 FAX:0942-53-1589

E-mail：kankyou@city.chikugo.lg.jp

1 脱炭素経営推進事業費補助金の概要

物価及びエネルギー価格の高騰の影響を受けている市内の事業所のランニングコスト削減に資する取組を支援するとともに、二酸化炭素排出量削減の取組の促進による脱炭素社会の実現を図るため、省エネ効果の高い機器や設備等への更新に係る経費の一部を補助します。

2 募集期間

令和7年5月26日（月）～令和7年10月31日（金）まで

※郵送による申請の場合は、10月31日（金）までに必着

※予算の上限に達した時点で募集を終了することがありますのでご注意ください。

3 対象となる者

（1）市内に事業所を有し、引き続き市内において事業を継続する意思を有するもの。

（2）市税等（法人の場合は、法人市民税、固定資産税、個人事業主の場合は、個人市民税、固定資産税、国民健康保険税をいう。）を滞納していない者

（3）次に掲げるいずれかに該当すること。

1	中小企業者（中小企業基本法第2条第1項規定） 〔主たる事業ごとに、以下の①又は②のいずれかに該当〕		
	主たる事業	① 資本額又は出資の総額	② 常時使用する従業員の数
	製造業、建設業 運輸業、その他	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	サービス業	5千万円以下	100人以下
	小売業	5千万円以下	50人以下
	個人の場合は、筑後市を納税地として青色申告を行っている者		
3	事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会		
4	非営利の私法人（医療法人、学校法人、財団法人等） （中小企業者の主たる事業にあてはまる従業員数以下であること）		

（4）ただし、以下に該当する場合は、補助の対象となりません。

① 法人税法第2条第5項に規定する公共法人

② 事業主及び役員を務める者が筑後市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員

- ③ 事業主及び役員を務める者が筑後市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る同条第 13 項の接客業務受託営業を行う事業者
- ⑤ 政党その他の政治団体
- ⑥ 宗教上の組織又は団体
- ⑦ その他市長が適当でないと認める者

4 設備等更新の実施場所

筑後市内にある事業所内における省エネルギー設備等への更新が対象です。

5 対象となる設備と要件等

一般設備	トップランナー制度の対象機器で、省エネ基準達成率が 100%以上の事業専用機器。
	・照明器具 ・電気冷蔵（冷凍）庫 ・エアコンディショナー ・業務用給湯設備 など
産業機器	生産又は販売活動等の用に直接供される（従来の設備等と比較して同一の効果を得る）機器等で、次のいずれかの脱炭素削減効果が確認できるもの。 ①トップランナー制度の対象機器で、省エネ基準達成率が 100%以上の事業専用機器 ②二酸化炭素の排出量が 15%以上又は同等以上と見込まれる省エネ効果等が確認できる機器 ※対象となる新旧の設備等についてのメーカーカタログ値や 実測値等、適切と判断できる値を用いて年間の二酸化炭素排出削減量等（消費電力量）を算定する。
	・変圧器 ・高効率ボイラー ・工作機械 ・蓄電池 ・その他自社の生産工程に直接使用されている機械 ・EMS（エネルギー管理システム） ・高効率コージェネレーション ・産業用モーター ・燃料電池

ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- ① 同じ補助対象事業に対し、国又は他の地方公共団体から補助金等の支給を受けている（受ける予定がある）もの
- ② 中古品やリース機器（設備）
- ③ 第三者にリースやレンタルすることを目的とした機器（設備）

- ④ 事業所外で使用する機器（設備）
- ⑤ 事業の用途以外（共用の部分を含む）に該当する部分に設備を導入する場合
- ⑥ その他市長が適当でないと認めるもの

6 対象となる経費

補助対象経費（税抜き）は

設備等購入費、運搬費、設置費（付帯工事費、設計費）

更新に伴う既存設備の撤去費

ただし、一般設備、産業機器、それぞれで 15 万円以上であること。

補助対象経費の支払い額が 15 万円未満となった場合は、補助金交付を取り消すことになるのでご注意ください。

7 補助金額

		①一般設備	②産業機器
補助率	市内事業者からの購入	1 / 2 以内	1 / 2 以内
	市外事業者からの購入	1 / 3 以内	
補助上限額		30 万円	100 万円

1,000 円未満の端数が生じたときは、切り捨てとなります。

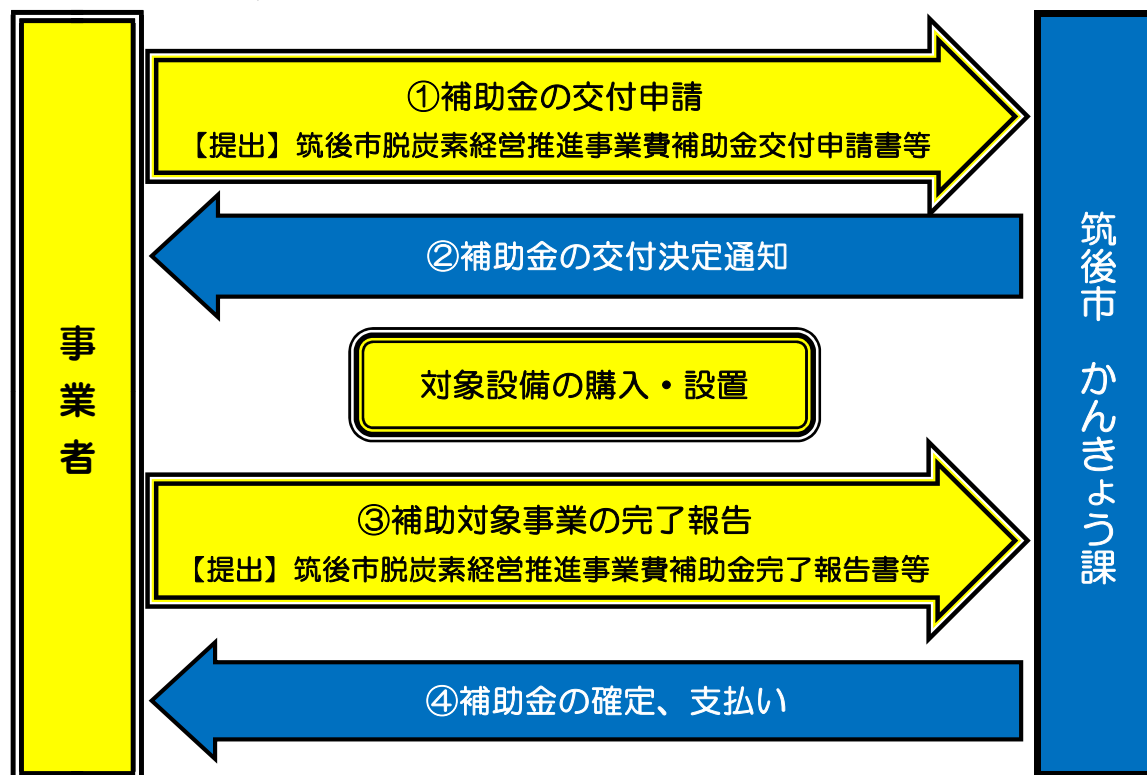
※ 補助金の額は本事業の予算の範囲内で決定されるため、交付決定額が申請額を下回ることがありますのでご了承下さい。

※ 交付決定（変更交付決定）後の補助金の増額は認められません。

8 応募方法

申請は、1 申請者につき、①一般設備 ②産業機器 それぞれ 1 回のみとします。

(1) 申請から補助金の交付（支払）までの流れ



※補助金の交付決定前に購入又は発注したものは対象になりません。

(2) 提出書類

①交付申請時

- ア 筑後市脱炭素経営推進事業費補助金交付申請書（市指定様式）
- イ 補助対象経費が分かる書類（見積書等の写し）
- ウ それぞれの補助対象事業に係る脱炭素の効果が分かるもの

一般設備	省エネ基準の達成（100%以上）が判明できるもの 省エネルギーラベル、カタログ等
産業機器 （右のいずれか）	省エネ基準の達成（100%以上）が判明できるもの 省エネルギーラベル、カタログ等
	既設備と新規設備の年間の二酸化炭素排出量がわかる 計算シート（任意様式） ※メーカーにご相談下さい。 既設備と新規設備のカタログなどで消費電力などが確認 できるもの。（消費電力量の比較）

- エ 補助対象設備の設置場所の位置図・配置予定図等
- オ 従前の設備の設置状況が確認できる書類・写真等

- カ 補助対象者であることが証明できるもの（以下の書類等）
 - 営利法人 資本金の額又は従業員の数が証明できるもの
（登記事項証明書又はこれに代わるものの写しで 3 か月以内に発行されたもの）
 - 非営利法人 定款及び従業員数を証明できるもの
 - 個人事業主 青色申告書の写し及び本人確認書類
- キ 補助金交付申請者調書（市指定様式）
- ク 市税等情報確認承諾書（市指定様式）

②完了報告時（事業完了後 30 日以内または令和 8 年 1 月 30 日のいずれか早い日まで）

- ア 筑後市脱炭素経営推進事業費補助金完了報告書（市指定様式）
- イ 補助対象経費に係る明細書又は請求書の写し
- ウ 補助対象経費を支払ったことを確認することができる書類
（領収書等の写し）
- エ 設備の更新等を行う前の状況を示す写真
- オ 設備の更新等を行った後の状況及びその品番ラベルの写真
- カ 補助金交付申請時から補助対象経費の額に変更が生じた場合には、当該変更後の補助対象経費の額が分かる書類（変更後の見積書等の写し）
- キ 補助金の振込先口座の通帳の写し又はキャッシュカードの写し

（３）提出方法

上記提出書類を各 1 通下記提出先まで郵送または直接提出してください。

9 交付決定後に変更が生じた場合

筑後市補助金交付決定通知書を受領した後に補助対象事業内容を変更しようとするときは、筑後市補助金交付変更申請書（市指定様式）及び関係書類の提出が必要です。なお、補助金の額が 2 割以内の減額の場合はこの手続きが必要ない場合があります。

詳しくは、筑後市かんきょう課へお問合せ下さい。

10 完了報告書の提出期限（設備等更新の実施期限）

設備等更新完了後 30 日以内又は令和 8 年 1 月 30 日のいずれか早い日までに、完了報告書を市に提出する必要があります。